みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託仕様書

1　委託業務名

令和８年度みやざき木の魅力発信事業（ベンチの整備）業務委託

2　目的

みやざきスギをはじめとする県産木材の魅力（自然素材の心地良さ等）を体感できるベンチを整備し、木材利用拡大への意識醸成を図る。

3　委託期間

契約締結日から令和９年３月10日まで

4　業務の内容

（１）県庁周辺の木製ベンチ整備

・デザイン

宮崎県らしいデザインとすること。

・サイズ、数量、配置

新規設置するベンチは、既存ベンチと同等程度の大きさとし、歩行者の通行の妨げとならない適切な配置とすること。

整備台数については、県庁周辺の歩道等に設置されている既存15台（別紙位置図）のうち、11台以上を対象とする。なお、具体的な整備台数については提案者に任せることとし、現地状況等を踏まえた最適な台数を提案書において明記すること。

・素材と構造

ベンチのフレームは鋼製とし、座面には宮崎県産材を使用すること。

使用する木材は、劣化時の交換を考慮して既製品の寸法を採用するとともに、メンテナンス時に取り外しが容易な構造とすること。また、木材の保存処理については環境に配慮した方法を選定すること。

・既存ベンチの取り扱い

既存ベンチは別場所での再利用を基本とする（劣化が激しいものは廃棄）。再利用や廃棄の詳細は、県と協議の上で決定する。

5　協議

仕様書に疑義が生じた場合や定めのない事項は、県と協議して定める。

6　業務成果の帰属等

（1）本業務により受託者が製作した製作物に関する所有権、著作権その他の権利は県に帰属する。

（2）本業務に使用するデザインについて、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負う。

（3）著作権については、契約書の規定もあわせて確認すること。

7　その他

（1）事業効果を高めることを目的に、本使用以外の内容を付加することは差し支えない。

なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果報告に独自提案であることを記載するものとする。

（2）受託者は、業務を実施するに当たって、県と十分な調整を行い、適宜意見交換を行うこと。県の求めに応じて随時進捗報告を行う。

（3）受託者は、業務の遂行に当たって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

8　成果品

（1）報告書

別紙 位置図


宮崎県庁
橘通東
宮崎県庁内郵便局
宮崎県 危機管理局 危機管理課・防災計画担当
宮崎県議会事務局 総務課秘書担当
宮崎県議会 県民連合宮崎
川越 進翁 像
県庁西筋
宮崎県庁
県庁楠並木通り
県庁楠並木通り
宮崎八幡宮 納骨殿
宮崎燃料会館
ビストロ サノ
KIMAMA BOOKS (キママブックス)
書店
宮崎県婦人会館
宮崎県庁 7号館
宮崎県文書センター
宮崎県庁 5号館
宮崎県庁3号館
県庁4号館
県電ホール
Google Maps
レイヤ
2 台
⑥
3 台
③
⑤ 2 台
② 3 台
① 3 台
④ 2 台